ST 基準改定箇所

ST-2016(第 3 版)	ST-2016(第 4 版)	該当頁
第1章 適用範囲	第1章 適用範囲	
この基準(第1部)は、14 才以下の子供の遊び用に設計され、又は、	この基準(第1部)は、14 才未満の子供の遊び用に設計され、又は、	7 頁
明らかにそれを意図した全ての玩具(すなわち、製品や材料)に適用す	明らかにそれを意図した全ての玩具(すなわち、製品や材料)に適用す	
వ 。	る。	
(昭)	(略)	
この基準(第1部)は、出生から 14 才以下の様々な年齢層の子供を対	この基準(第1部)は、出生から 14 才未満の様々な年齢層の子供を	
象とした玩具の要求事項及び試験方法を規定している。	対象とした玩具の要求事項及び試験方法を規定している。	
第3章 用語及び定義	第3章 用語及び定義	
3.1 玩具	3.1 玩具	9 頁
14 才以下の子供が遊ぶことを明らかな用途としている、又はそ	14 才未満の子供が遊ぶことを明らかな用途としている、又はそ	
のために設計された製品	のために設計された製品	
第4章 要求事項	第4章 要求事項	
4.4.2 36 ヵ月以上の子供を対象とした玩具	4.4.2 36 ヵ月以上の子供を対象とした玩具	21 頁
36 ヵ月以上の子供を対象とする玩具であって、その玩具本体又	36ヵ月以上の子供を対象とする玩具であって、その玩具本体又	
はその「取外し可能な構成部品」が、5.2 に従って試験したときに	はその「取外し可能な構成部品」が、5.2 に従って試験したとき	
小部品円筒に完全に収まることのあるものには、警告を表示しな	に小部品円筒に完全に収まることのあるものには、警告を表示	
ければならない。(警告内容: 7.2.4.1)	しなければならない。(警告内容: 7.2.4.1)	
なお、8 才未満対象の玩具については、5.22.2 の落下試験を行	なお、5.22.2 の落下試験の後に放出された物体については、こ	
い、放出された物体についても、この要求事項を適用する。	の要求事項を適用しない。(36ヵ月以上8才未満対象の玩具)	
第5章 試験方法	第5章 試験方法	
5.19 膨張材料	5.19 膨張材料	70 頁
(略)	(略)	
4) 72 時間、浸漬を継続する。2、6、24、48、及び 72 時間の	4) 72 時間、浸漬を継続する。6、24、48、及び72 時間の時	
時点で、試料の寸法を測定する。	点で、試料の寸法を測定する。	